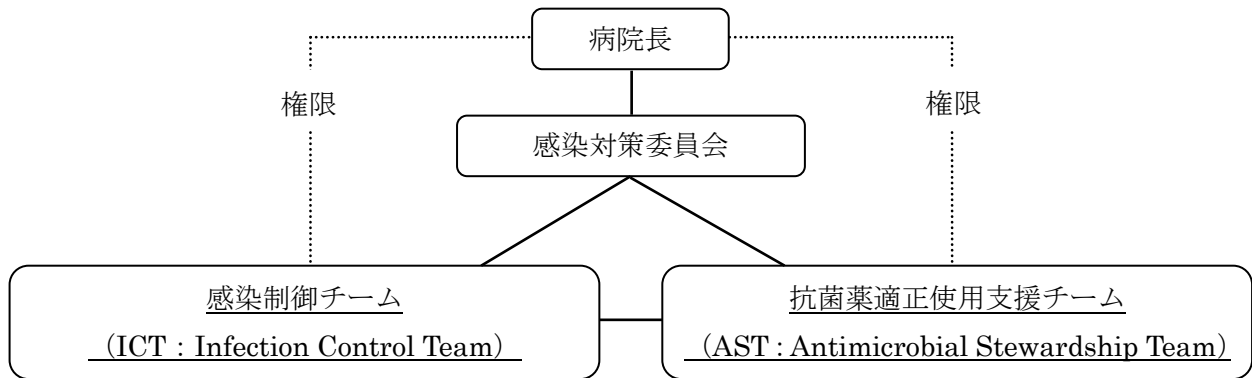


感染制御チーム（Infection Control Team）活動規約

（目的）

第1項 感染制御チーム（ICT：Infection Control Team）は、日常業務での感染予防や病院感染発生時の迅速な対応、啓発、教育を目的として、感染対策委員会の下部組織に位置し、多職種から構成され組織横断的に活動する

【感染管理体制】



（組織）

第2項 メンバーは病院長が任命する次に掲げる職種にて構成する

1) メンバー構成

医師：ICD（Infection Control Doctor）*ICT 責任者

看護師：感染管理認定看護師（ICN：Infection Control Nurse）*ICT 事務局

薬剤師

臨床検査技師

その他 ICTが必要に応じ認めたもの

2) ICT 職種別役割規定

（1） 医師：ICT の中核、チームリーダー、ICD

- ・ 病院管理者への感染管理に関する提言と専門知識を生かした支援
- ・ 院内感染対策マニュアル改訂における監修
- ・ アウトブレイク時の対応
- ・ 院内ラウンド

（2） 看護師：ICT メンバーおよび感染管理システムの連携と調整

- ・ 院内感染対策マニュアルの改訂と整備および評価
- ・ コンサルテーション
- ・ 院内ラウンド

（3） 薬剤師

- ・ 消毒薬使用状況の把握
- ・ 院内ラウンド

（4） 臨床検査技師

- ・ 検出菌情報の報告
- ・ 耐性菌サーベイランス
- ・ 院内ラウンド

(5) 事務

- ・感染症発生時の行政への届出
 - ・感染に関する情報の伝達、管理
- 3) 定例の会議は週1回行うものとし、状況によって適宜臨時会議を開催する。
会議は議事録を作成する
- 4) メンバーは常に情報交換や相談を行う

(権限)

第3項 ICTは以下に掲げる権限を有する

- 1) 組織横断的に他部署に出入りできる
- 2) カルテをはじめとする院内の記録物を閲覧できる
- 3) 感染症発生(アウトブレイク含む)に関する調査と介入・指導ができる
- 4) 職種、職位を問わず感染対策の改善、助言、指導ができる
- 5) 状況に応じてメンバーを召集し、適宜臨時会議を開催することができる

(業務内容)

第4項 ICTは以下に掲げる業務を遂行する

- 1) 院内ラウンドによる院内感染事例の把握、院内感染防止対策の実施状況の把握と指導
 - (1) 病院内を週に1回ラウンドする
 - (2) ラウンドはチェックリストをもとに実施し、結果を委員会・対象部署に報告する
 - (3) ラウンド時は対象部署の職員も一緒にラウンドする
 - (4) 感染対策マニュアルが遵守できているか確認する
- 2) 感染防止対策合同カンファレンスを開催する
 - (1) 感染防止対策加算1に係る届出を行った医療機関と相互ラウンドを年1回実施する
 - (2) 感染防止対策加算2に係る届出を行った医療機関と合同で年4回程度、定期的なカンファレンスを開催する
 - (3) 横浜市感染防止対策支援連絡会に参加し、情報共有をする
- 3) 病院感染対策上問題となる微生物について、医療器具に関連したものや院内で発生した感染症のサーベイランスを実施し、感染防止のために活用する
 - (1) 耐性菌サーベイランス(多剤耐性菌—MDRP・CRE・VRE・MDRAなど)
 - ・検査課の薬剤耐性検出菌情報から、病棟ラウンドを行い、患者情報収集と対策を確認する
 - ・動向をモニターし、アウトブレイク時に速やかに介入を行う
 - (2) 医療関連感染サーベイランス(中心静脈カテーテル関連血流感染、手術部位感染)
 - ・対象病棟リンクナースが情報収集し、データ集計する
 - ・ICTでサーベイランス結果の評価・分析・フィードバックを行う
 - (3) 血液・体液曝露サーベイランス

- 4) 感染予防対策の早期対応のために、重症患者のラウンドをする
院内をラウンドし感染症患者の感染対策の確認及び指導、必要時相談を受ける
- 5) 感染対策マニュアルの整備
 - (1) 各委員会と協力して適宜作成、改訂、更新する
 - (2) 感染対策マニュアル遵守向上への努力をする
- 6) 感染管理教育
 - (1) 新規採用者を対象とした研修を実施する
 - (2) 全職員を対象とし、年2回以上感染対策に関する研修会を実施する
 - (3) 各部門定期的な研修会を開催する
 - (4) 委託職員に対する研修会を実施する
- 7) 感染管理コンサルテーション
 - (1) 感染対策の相談、勉強会についての相談など
 - (2) 電話、院内メールなどで相談に対応する
- 8) 職業感染防止対策
 - (1) 職員の予防接種の計画を衛生委員会と協力し実施する
 - (2) 血液・体液曝露対策
 - (3) 結核接触者等の対応とフォローアップ
- 9) 感染症情報の伝達
 - (1) 感染に関わる情報は、関連部署と協議して院内に情報を伝達する
 - (2) 感染対策情報を作成し、イントラネットで配信する

10) 地域の医療機関や行政機関との連携

(報告及び答申)

第5項

- 1) ICT年間活動計画を立案し、病院長・委員会に報告する
- 2) 年度末に活動評価を実施し、次年度の計画を立案する
- 3) 毎月活動内容について、委員会に報告する
- 4) 感染症発生時の調査・介入事項を速やかに病院長に報告する義務を有する

2013.8.28 作成

2016.10.1 改訂

2018.5.23 改訂